# 応募用紙(皆野町農業委員会の委員)

|   | 記入日:令和年月日                                    |
|---|--|
| 皆 野 町 長                                 |  |
| 募集に応募する者の                               | 氏名(自署)                                       |
|   | 昭和26年法律第88号)の目的及び皆野町<br>その趣旨を理解していますので、次のとおり |
| 当野町農業委員会の委員の募集に応募                       |  |
| なお、私は、次のいずれにも該当し                        |  |
| 1 破産手続開始の決定を受けて復                        |  |
| 2 禁固以上の刑に処せられ、その                        | 執行を終わるまで又はその執行を受けること                         |
| がなくなるまでの者                               |  |
|   |  |
| 1 募集に応募する者(委員になろう                       | とする者)  |
| (1) 氏名                                  | (ふりがな)                                       |
| (2) 住所                                  | (連絡先電話番号                                     |
| (3)職業、年齢及び性別                            | ・満 <u>歳・</u>                                 |
| (4)経歴及び農業経営の状況                          |  |
|   |  |
| (5) 認定農業者等であるか否かの別                      |  |
| , , , , = , = , , , , , , , , , , , , , |  |
| (6) 皆野町農業委員会の農地利用最か(別の者から候補者の推薦を受       | 適化推進委員について、募集に応募している<br>はているか、否かの問           |
| が、例の有かり候補有の推薦を支                         | () (('るパ) 音パ+0/別                             |
|   |  |
| 2 募集に応募する理由                             |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |

## 農業委員応募

(留意事項) 必ずお読みください。

#### 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」といいます。)の目的

この法律は、「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もって農業の健全な発展に寄与すること」を目的としています。 (法第1条)

#### 農業委員会が所掌する事務(必須事務)

農業委員会が処理をする事項には、主に次のものがあります。 (法第6条)

・ 農地法 (昭和27年法律第229号) その他の法令によりその権限に属させられた 農地等の利用関係の調整に関する事項

農地等: 農地 (耕作の目的に供される土地) 又は農地以外の土地で、主として耕作若しくは養 畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの

- ・農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)によりその権限に属させられた事項
- ・ 土地改良法(昭和24年法律第195号)その他の法令によりその権限に属 させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項
- ・ 農地等の利用の最適化の推進に関する事項

農地等の利用の最適化の推進:農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保の促進

農業経営の規模の拡大の促進

耕作の事業に供される農地等の集団化の促進

農業への新たに農業経営を営もうとするとする者の参入の促進

等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進

#### 委員の任命等

- 1 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項 その他の農業員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができ る者のうちから、町長が、議会の同意を得て、任命します。(法第8条第1項)
- 2 次のいずれかに該当する者は、委員になることができません。委員になった後 に、これらのいずれかに該当した場合は、委員の職を失います。

(法第8条第4項・法第12条)

- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること がなくなるまでの者
- 3 委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員です。 (法第4条第2項)
- 4 委員の任期は、3年です。ただし、補欠により委員となった場合は、他の委員 と同じ任期までとなります。 (法第10条第1項)

## (応募用紙に記入する上での留意事項) 必ずお読みください。

- 1 この「応募用紙」は、農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号。以下「施行規則」といいます。)第5条第1項の規定に基づき提出しなければならない書類の例です。皆野町農業委員会の委員の募集に応募するときは、この「応募用紙」に記入して、提出してくださるようお願いします。
- 2 記入する上で留意していただく事項は、次のとおりです。

#### 1(4)について

記入することに替えて、「経歴及び農業経営の状況に関する書面」を作成して、 これを添付することができます。ただし、この書面には、「募集に応募する者の 氏名」を、必ず記載してください。

この書面を添付する場合は、応募用紙に「別紙経歴及び農業経営の状況に関する書面のとおり」と記入してください。(用紙は、A4サイズの白地の紙で、横書きとします。)

#### 1 (5) について

募集に応募する者が認定農業者等である場合は、「認定農業者等である(○○○)」と記入してください。(○○)には、次の認定農業者等の具体的な名称を記入してください。

#### 認定農業者等の具体的な名称

認定農業者(個人) 認定農業者(法人役員) 認定農業者(法人使用人) 認定農業者:農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいいます。

募集に応募する者が認定農業者等ではない場合は、「認定農業者等ではない」 と記入してください。ただし、認定農業者等以外の農業者に該当する場合は、そ の具体的な名称を、かっこ書き( $\triangle$ A)にして記入してください。

認定農業者等以外の農業者:施行規則第2条第1項各号に掲げる者をいいます。

### (応募用紙に記入する上での留意事項 (続き))

#### 1(6)について

「募集に応募している(いない)」又は「候補者の推薦を受けている(いない)」と記入してください。

なお、皆野町農業委員会の委員について募集に応募する(候補者の推薦をする) ことと同時に、同委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員について募集に応募 する(候補者に推薦をする)ことができることになっていますが、委員は、推進 委員を兼ねることができません。 (法第18条第5項)

#### 2について

募集に応募する理由を記入することに替えて、「応募理由書」を作成して、これを添付することができます。ただし、この応募理由書には、「募集に応募する者の氏名」を、必ず記載してください。

この応募理由書を添付する場合は、応募用紙に「別紙応募理由書のとおり」と 記入してください。 (用紙は、A4サイズの白地の紙で、横書きとします。)

3 この応募用紙に記入された内容につきましては、募集をする期間(提出期間)の中間及びその期間の終了後に、住所及び連絡先電話番号を除き、インターネットの利用その他の適切な方法により、これを公表することになっています。

(法第9条第2項・施行規則第6条)

## (応募用紙の提出) 必ずお読みください。

1 提出期間 令和7年10月21日(火)から 令和7年11月21日(金)まで

> ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律 第178号)に規定する休日に提出することはできません。

提出書類を受け付ける時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

2 提出場所 産業観光課

電話 0494-62-1462 (直通) 募集に応募する者が、直接持参してください。